

# 令和2年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する令和2年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 用語

この仕様書において使用する用語は、令和2年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定要項において使用する用語の例による。

### 3 業務規定

本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び受託人（以下「乙」という。）の両者が協議して決定するものとする。

### 4 業務責任者

- (1) 業務の期間中、業務責任者を1名配置しなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務の期間中は随時、甲と協議し、業務が円滑に実施されるよう管理しなければならない。

### 5 業務計画書

本業務の実施に当たり、業務を実施する要員、工程等について取りまとめた業務計画書を作成し、甲に提出するものとする。

### 6 資料整理

- (1) 甲が貸与する関連資料を整理し、業務の実施において遺漏のないよう準備しなければならない。
- (2) 貸与する資料は、乙の責任において善良な管理者としての管理を行うものとし、甲の一時的な返却の指示に迅速に対応するものとする。
- (3) 資料の整理において業務上必要があると認められる場合は、甲と協議して別途資料の準備を行うものとする。

### 7 守秘義務

#### (1) 秘密保持

本業務で知り得た京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）の業務上の秘密に係る事項について、その秘密を保持し、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。

#### (2) 守秘対応

特定事業者が訪問調査等を受け入れるに当たって守秘義務等に関する覚書の締結を求めた場合はこれに対応し、乙の負担により乙及び特定事業者間での覚書を交わすものとする。

### (3) 秘密保持の範囲

秘密情報とは、本業務締結以降に甲から乙に開示される業務の対象となる事業者に関する業務上の情報をいう。ただし、次の項目のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、秘密情報に当たらないものとする。

ア 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか又は公知の情報

イ 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

ウ 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

### (4) 秘密情報使用制限

ア 秘密情報については、訪問調査等業務の責任者及び実施者以外に開示しないこととする。また、再委託先に対しても秘密保持に関して責任を負うものとする。

イ 秘密情報は、甲から委託された業務のみに使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないこととする。

ウ 秘密情報の複製又は転写を行うことを禁止する。

エ 前述の定めにかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合、甲と協議のうえ、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

### (5) 秘密情報の返還

ア 受託人でなくなった場合は、速やかに甲に当該秘密情報を返還することとする。

イ 引続き当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、乙の責任において適切な廃棄措置を講ずるものとする。

ウ 訪問調査等業務後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

### (6) 知的財産権

委託業務による納品物等の著作権を含む知的財産権は、そのすべてにおいて甲に帰属し、納品物等は乙から甲へ無償で譲渡すること。この場合、乙は、乙又は甲が成果物を提供した第三者に対して、著作権人格権を行使または主張しないものとする。

## 第2章 委託業務

### 1 概要

本市は、平成23年4月に施行した条例に基づき、平成23年度以降の3年間ごとを計画期間と位置づけ、特定事業者（市内150者程度）に期間中の事業者排出量削減計画書（以下「計画書」という。）及び事業者排出量削減報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けている。

令和2年度は、令和元年度の報告書及び令和2年度から令和4年度の3年間（以下「第4計画期間」という。）の計画書について、内容の確認及び作成の支援を行い取りまとめるとともに、事業者向け講習会の開催や訪問調査等を通じて、温室効果ガスの排出量削減を促進するための情報提供、指導、助言等を講じ、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を推進する。

また、計画書及び報告書から作成した事業者カルテ<sup>※1</sup>を活用し、特定事業者のみならず市域の中小事業者に対しても、排出量削減が効果的に促進される取組を実施する。

※1 報告書の内容をもとに、特定事業者ごとに、数年にわたる排出量やエネルギー量等の動向、特定事業者排出量削減計画書制度における重点対策項目の取組状況、現時点での評価等を個別分析し、まとめた資料

### 2 履行期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 3 業務内容

#### (1) 事業者向け講習業務

特定事業者に対して、講習会等を主催し実施すること（1回以上）。  
実施内容、体制については受託提案書4(1)イに基づき、甲との協議のうえ決定する。  
参考として、これまでにを行った講習会の事例を次に挙げる。

- ・ 事業者カルテの活用方法、解説
- ・ 排出量削減実績の分析方法及び結果の利用方法等の事例紹介
- ・ 業務、産業及び運輸の各部門に向けた省エネ対策の優良事例紹介
- ・ 国等が実施する、事業者向け省エネ補助金等の情報提供
- ・ 計画期間における制度説明や排出量削減取組が進む事例紹介等

講習会の実施内容は上記事例に拘らず提案すること。ただし、実施内容は、事業者の排出量削減が進む実施内容であること。

会場の確保、使用経費等の調整及び支払いについては、本業務に含む。

なお、講習会等は特定事業者に限らず、中小事業者を含む京都市域の事業者向けに実施しても構わない。

#### (2) データベース管理支援業務

甲が乙に提供する、特定事業者の報告書及び計画書等をまとめたデータベース<sup>※2</sup>に特定事業者から提出される令和元年度報告書等のデータを追加更新及び整備をおこなうこと。また、必要に応じて様式の修正・更新をすること。

なお、更新内容詳細については甲との協議のうえ決定する。

※2 データベースは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して報告書等のデータを読み出して収納するものである。

#### (3) 自己チェックツール管理支援業務

甲が乙に提供する、自己チェックツール<sup>※3</sup>の修正・更新・動作確認等を行うこと。

※3 自己チェックツールは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して報告書等のデータを読み出し、報告書等の様式間でデータの転記、記載内容のチェックを行うものである。

なお、本ツールは、京都市情報館（次のリンク先）に掲載しているので参考とすること。  
京都市情報館<<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000200327.html>>

#### (4) 提出書類確認支援業務

特定事業者から提出される令和元年度実績報告書及び第4計画期間計画書等の内容を確認すること（報告書等及び計画書等において、それぞれ再提出を含めて2回程度の確認業務を想定している）。

また、過去の報告内容との整合性、重点対策に係る資料の確認及び不足資料の確認等、不備がある場合は、再提出依頼書を作成すること。ただし、令和元年度実績報告書（概ね150者分）及び第4計画期間計画書等（概ね150者分）は、甲から乙へ提供する。

なお、履行期間中のデータ等の取扱にあたっては、第1章7守秘義務を遵守し、スタンドアローンの環境下で業務及びデータの保管をすること。

#### (5) 提出書類の分析業務

特定事業者から提出される令和元年度実績報告書及び第4計画期間計画書等の内容を取りまとめ、排出量削減の傾向等を分析・考察した報告書を提出すること。

また、第3計画期間（平成29年度から令和元年度まで）において、制度で定める最高評価（S評価<sup>※4</sup>）を獲得した特定事業者に対し、表彰事業者を選定するための調査対象事業者の選定及び調査内容の項目検討等の業務補助をすること。調査対象事業者の選定及び調査内容の項目検討等の業務補助の内容については別途契約後の甲との協議により決定する。

※4 本制度では、特定事業者に対してS、A、B、C、Dの5段階で評価を行っている。

なお、分析の手法については、受託提案書4(1)イに基づき、甲との協議のうえ決定する。

(6) 事業者訪問調査業務

特定事業者を訪問調査し、必要に応じて指導・助言を行うこと。ただし、訪問調査の実施にあたっては、事前に訪問調査計画書を甲に提出し、甲の確認を受け実施すること。

また、訪問調査の対象となる特定事業者は、10者以上とし、業務終了後は、報告書を作成し、甲へ提出すること。

なお、実施内容、体制については、受託提案書4(1)イに基づき、甲との協議のうえ決定する。

(7) 新規特定事業者の調査業務

本市内で新たに特定事業者の要件を満たすことになった事業者について調査し、甲にその情報を提供すること。

(8) 事業者カルテの活用業務

次に掲げる内容を実施すること。

なお、実施内容、体制については、受託提案書4(1)イに基づき、甲との協議のうえ決定する。

ア 伴走型指導・助言の実施

3(6)で対象とした特定事業者以外の特定事業者（1者以上）に対して、事業者カルテを活用し、温室効果ガス削減対策の計画や取組について具体的な指導・助言などを数回にわたり継続して実施（1者あたり3回以上）し、更なる削減を促すこと。ただし、伴走型指導・助言の実施にあたっては、事前に訪問調査計画書を甲に提出し、甲の確認を受けたうえ実施すること。また、業務終了後は、報告書を作成し、甲へ提出すること。

イ 情報発信資料の作成

中小事業者を含む市域の事業者向けに情報発信するための資料を作成すること。掲載資料は、伴走型指導・助言の成果及び最新の温室効果ガス削減に係わる取組紹介等、事業者の排出量削減取組の促進につながる内容とすること。

ウ 事業者カルテの更新

特定事業者から提出される令和元年度報告書等のデータを事業者カルテに追加更新すること。また、必要に応じて事業者カルテの修正を行うこと。

4 業務の体制

次のいずれかの者を業務責任者として1名、業務実施者として2名以上を配置し本業務を円滑に実施すること。

(1) エネルギー管理士の資格を持つ者

(2) 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（平成27年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

5 スケジュール

スケジュールの目安は次のとおりである。

	令和2年			令和3年
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
3(1) 事業者向け講習業務	●→			
3(2) データベース管理支援業務	●→			
3(3) 自己チェックツール管理支援業務	●→			
3(4) 提出書類確認支援業務		●→		
3(5) 提出書類の分析業務			●→	
3(6) 事業者訪問調査業務	●→			
3(7) 新規特定事業者の調査業務	●→			
3(8) 事業者カルテの活用業務	●→			

### 第3章 その他

#### 1 受託提案書の取扱

提出された受託提案書の内容は、本委託仕様書を構成するものとする。

#### 2 打合せ協議

業務責任者は、甲と緊密な連絡と打合せ協議を行い、業務の遂行に遺漏のないよう努めなければならない。

なお、打合せ協議については、協議録を作成し、協議終了後、甲の確認を受けるものとする。

#### 3 成果物

成果物は以下のとおりとする。原本は1部提出し、電子データをDVD-Rに記録して納品すること。電子ファイルの形式は、ワード・エクセル・PDF・JPEGとし、その他のファイル形式を用いる場合は、本市との協議のうえ決定すること。また、履行期限内に納品すること。なお、作成する資料は、白黒で印刷しても文字や図表等が明確に判明できるものとする。以下以外に必要となる成果物および報告書内容等は、別途協議により決定する。

- ・ 業務計画書
- ・ 業務報告書
- ・ 事業者向け講習実績報告書
- ・ データベース
- ・ 自己チェックツール
- ・ 特定事業者から提出された令和元年度実績報告書及び第4計画期間計画書等の分析・考察結果報告書
- ・ 事業者訪問調査計画書及び実績報告書
- ・ 新規特定事業者の調査実績報告書
- ・ 事業者カルテ
- ・ 事業者カルテの活用業務報告書（伴走型指導・助言の計画書及び報告書、情報発信資料含む）
- ・ 打合せ議事録

#### 4 事務用品等

本業務に必要な事務用品やパソコン等については、乙の負担で用意し、必要があれば業務履行場所に持参すること。

#### 5 留意点

甲が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。